

**最高人民法院终判：  
中国互联网行业反垄断民事诉讼第一案述评**

中国互联网行业反垄断民事诉讼第一案，全面呈现了最高人民法院在“相关市场界定，市场支配地位的判断要素，滥用市场支配地位的认定方法，举证责任的分配规则”等多个方面的司法裁判观点。本文将对此案予以简要的梳理、评述，并提示案件价值和意义。

2014 年 10 月 16 日，最高人民法院对中国互联网行业 A 公司诉 B 公司垄断纠纷上诉案件做出终审判决：驳回 A 公司的诉讼请求，认定 B 公司不构成垄断侵权。作为中国互联网行业反垄断民事诉讼第一案，该案的终审判决将对中国互联网行业的健康发展 and 良好竞争秩序的构建产生重大的影响。本文将对该案的背景事实、焦点问题、裁判理由予以简要梳理、评述，并提示案件价值和意义。

**一、案件事实**

A 公司与 B 公司的纠纷始自 2010 年 02 月，B 公司推出“QQ 医生”安全软件产品，与 A 公司的“360 安全卫士”形成竞争。2010 年 09 月，A 公司发布“360 隐私保护器”，称检测出 B 公司的 QQ 软件窥探用户隐私，后又推出“扣扣保镖”对 B 公司的 QQ 软件进行去广告拦截等修改。2010 年 11 月 03 日，B 公司提出在装有 A 公司“360 安全卫士”软件的电脑上停止运行 QQ 软件，要求用户“二选一”，停止兼容 A 公司的安全软件。

与此同时，两家公司分别提起针对对方的法律诉讼。其中，B 公司以 A 公司涉嫌“不正当竞争”为由提起的诉讼分别在北京市第二中级人民法院和最高人民法院终审获胜，并获赔 500 余万元。

2011 年 11 月 15 日，A 公司向广东省高级人民法院起诉，指控 B 公司滥用即时通讯软件及服务相关市场的市场支配地位，并索赔经济损失 1.5 亿元。

2013 年 03 月 20 日，广东省高级人民法院做出一审判决，认定 A 公司对本案相关商品市场界定错误，其所提供的证据不足以证明 B 公司在相关商品市场上具有垄断地位，驳回 A 公司的全部诉讼请求。

**最高人民法院の最終判決：  
中国で初めてのインターネット業独占禁止民事訴訟案件の解説**

中国で初めてのインターネット業独占禁止民事訴訟案件において、最高人民法院の「関連市場の画定、市場における支配的地位の判断要素、市場における支配的地位の濫用に関する認定方法、証明責任の分担規則」などの多くの面で司法裁判の観点が示された。本文では本件について簡潔な整理、解説を行った上、案件の価値と意義を考察する。

2014 年 10 月 16 日、最高人民法院は中国のインターネット業 A 社が B 社を訴えた独占紛争の上诉案件について最終の判決を下し、A 社の上訴を棄却し、B 社による独占での権利侵害は構成されないと認定した。中国で初めてのインターネット業での独占禁止民事訴訟案件である本件の最終判決は中国におけるインターネット業の健全なる発展と良好な競争秩序の構築に対し重大な影響を及ぼすものである。本文では本案件の背景事実、焦点となる問題、裁判の理由について簡潔な整理、解説評論を行った上、案件の価値と意義を考察する。

**一、案件の事実背景**

A 社と B 社の紛争は 2010 年 2 月から始まっており、B 社が発表した「QQ ドクター」セキュリティソフトウェアは、A 社の「360 安全卫士（セキュリティガード）」と競争関係にあった。2010 年 9 月、A 社が発表した「360 個人情報保護ツール」は B 社の QQ ソフトウェアをユーザー個人情報のスパイウェアとして検出し、その後に発表された「卸卸用心棒」は B 社の QQ ソフトウェアに対し広告欄非表示などの修正を行った。2010 年 11 月 3 日、B 社は A 社の「360 安全卫士」ソフトウェアをインストールしたコンピュータ上での QQ ソフトウェアの実行を停止し、ユーザーに対し「二者択一」を求め、A 社のセキュリティソフトウェアとの同時使用を停止した。

これと同時に、両社はそれぞれ相手方に対し訴訟を提起した。その中で、B 社が A 社の「不当競争」の疑いを理由に提起した訴訟が北京市第二中级人民法院と最高人民法院の最終審理で勝訴し、500 万余元の賠償を受けた。

2011 年 11 月 15 日、A 社は広東省高級人民法院に提訴し、B 社がインスタントメッセージングソフトウェアおよびサービスの関連市場における支配的地位を濫用したとして、1.5 億元の経済損失の賠償を求めた。

2013 年 3 月 20 日、広東省高級人民法院は一審判決を下し、A 社の本件関連商品市場に対する画定は誤りであり、同社が提供した証拠は B 社が関係商品市場における独占的な地位にあることを証明するに不足していると認定し、A 社の全ての訴訟請求を棄却した。

## 二、法院判決

二审过程中，A公司和B公司分别聘请了国内的学者作为专家辅助人出庭就本案相关问题发表了意见。最高人民法院将双方的争议梳理为以下五个方面的焦点问题：

### (一) 如何界定本案中的相关市场

#### 1. 一审法院未对本案相关商品市场做出明确界定是否属于基本事实认定不清

在反垄断案件的审理中，是否能够明确界定相关市场取决于案件具体情况，尤其是案件证据、相关数据的可获得性、相关领域竞争的复杂性等。同时，在滥用市场支配地位案件的审理中，界定相关市场是评估经营者的市场力量及被诉垄断行为对竞争的影响的工具，其本身并非目的。即使不明确界定相关市场，也可以通过排除或者妨碍竞争的直接证据对被诉经营者的市场地位及被诉垄断行为可能的市场影响进行评估。因此，并非在每一个滥用市场支配地位的案件中均必须明确而清楚地界定相关市场。

#### 2. 关于本案是否适合运用“假定垄断者测试”<sup>1</sup>方法界定相关市场以及一审法院对该方法的运用是否正确

在免费的互联网基础即时通信服务已经长期存在并成为通行商业模式的情况下，用户具有极高的价格敏感度，改变免费策略转而收取哪怕是较小数额的费用都可能导致用户的大量流失。如果采取基于相对价格上涨的假定垄断者测试，很可能将不具有替代关系的商品纳入相关市场中，导致相关市场界定过宽。因此，基于相对价格上涨的假定垄断者测试并不完全适宜在本案中适用。但仍可以采取该方法的变通形式，例如基于质量下降的假定垄断者测试。

#### 3. 关于文字、音频以及视频等非综合性即时通信服务是否应纳入本案相关商品市场范围

<sup>1</sup> 假定垄断者测试（HMT）是界定相关的一种分析思路，即在假设其他条件不变的前提下，通过目标商品或者服务某个变量的变化来测试目标商品与其他商品之间的可替代程度。实践中，假定垄断者测试的分析方法有多种，既可以通过数量不大但具有重要意义且并非短暂的价格上涨（SSNIP）的方法进行，又可以通过数量不大但具有重要意义且并非短暂的质量下降（SSNDQ）的方法进行。同时，作为一种分析思路或者思考方法，假定垄断者测试在实际运用时既可以通过定性分析的方法进行，又可以在条件允许的情况下通过定量分析的方法进行。

<sup>1</sup> 假定垄断者测试（HMT）は画定に関する一種の分析手法であり、その他の条件が不変であることを仮定して、対象商品またはサービスの量的変化を通じて対象商品とその他の商品の間の代替可能の程度を測定する。実際には、假定独占者テストの分析方法は複数存在し、小幅であるが有意且つ一時的でない価格引き上げ（SSNIP）による方法で行うこともできれば、小幅であるが有意且つ一時的でない品質引下げ（SSNDQ）による方法で行うこともできる。また、一つの分析手法または思考方法として、假定独占者テストを実際に行う際に定性分析による方法で行うこともできれば、条件が許される状況において定量分析による方法で行うこともできる。

## 二、裁判所の判決

二審の過程において、A社とB社はそれぞれ国内外の学者を招聘して専門家によるサポート役として出廷させ、本件関連問題について意見を述べさせた。最高人民法院は双方の紛争について以下の五つの問題に焦点をあてて整理した。

### (一) 本件における関連市場をどのように画定するかについて

#### 1. 一審裁判所が本件関連商品市場について明確な画定を行わなかった状況は、基本事実の認定を明確にしていない状況に該当するかについて

独占禁止案件の審理において関連市場を明確に画定できるかは、案件の具体的な状況により決まり、特に案件の証拠、関連データが得られるか、関連分野の競争が複雑であるかなどによる。また、市場における支配的地位の濫用に関する案件の審理においては、関連市場の画定は事業者の市場力および訴えられた独占行為の競争に与える影響を評価する手段であり、それ自体は目的ではない。たとえ関連市場の画定が不明確であったとしても、競争を排除し、または妨害したことを示す直接的な証拠を通じて、訴えられた事業者の市場における地位および訴えられた独占的行為が市場に与える影響に対する評価を行うことができる。このため、市場における支配的地位の濫用案件のいずれについても関連市場を明確にする必要がある訳ではない。

#### 2. 本件が「仮想独占者テスト」<sup>1</sup>方法を使用した関連市場の画定に適合するかおよび一審裁判所の当該方法の使用が正確であるかについて

無料のインターネットの下でインスタントメッセージサービスが長期にわたり存在し、通用の商業方式となっている状況において、ユーザーは価格に対し非常に敏感であり、無料方針をたとえ少額であるとしても有料へと変更することは、全てユーザーの大量流失につながるものと思われる。相対的な価格引き上げによる仮想独占者テストを採用した場合、代替関係にある商品を関連市場に組み入れる中で、関連市場の画定が広くなりすぎるものと思われる。このため、相対的な価格引き上げに基づいた仮想独占者テストは本件への使用にあまり適していない。ただし、例えば品質引下げに基づいた仮想独占者テストなど、当該方法の変則的な方式を採用することができる。

#### 3. 文字、音声および画像などの非総合的インスタントメッセージサービスは本件関連商品市場の範囲に含まれるかについて

在对相关商品市场的界定中，应当从需求替代的角度出发，基于商品的特性、用途、质量、获取的难易程度等因素进行替代分析；在必要的时候，可以从供给替代的角度进行分析。基于以上方法进行综合分析后，文字、音频以及视频等非综合性即时通信服务应纳入本案相关商品市场范围。

#### 4. 关于移动端即时通信服务是否应纳入本案相关商品市场范围

在本案被诉垄断行为发生时，智能手机、平板电脑等移动端即时通信服务已经对个人电脑端即时通信服务构成紧密替代，并对个人电脑端即时通信服务的经营者形成有效的竞争约束，因此移动端即时通信服务应纳入本案相关商品市场范围。

#### 5. 关于社交网站、微博本身是否应纳入本案相关商品市场范围

社交网站、微博本身与即时通信在商品特性上存在明显差异、主要使用功能不同、不太可能与即时通信形成较为紧密的替代关系，因此社交网站、微博本身不应当纳入本案相关商品市场范围。

#### 6. 关于手机短信、电子邮箱是否应纳入本案相关商品市场范围

手机短信、电子邮箱与即时通信在商品特性、功能用途、价格等方面存在较大差异，不应当纳入本案相关商品市场范围。

#### 7. 关于本案相关商品市场是否应确定为互联网应用平台

在本案的特定情况下，由于缺乏明确的实证数据，网络平台竞争在本案中的影响并不明显，在相关市场界定阶段过多地考虑互联网应用平台，可能放大其他网络平台对被上诉人所形成的竞争约束。

#### 8. 关于本案的相关地域市场界定

相关地域市场的界定，同样遵循相关市场界定的一般方法。在综合考虑多数需求者选择商品的实际区域、法律法规的规定（是否对进入增值电信业务设置行政许可）、境外竞争者的现状及其进入的及时性等因素的基础上，本案的相关地域市场应当界定为中国大陆市场。

関連商品市場の画定においては、必要による代替を起点として、商品の特性、用途、品質、獲得の難易度などの要素に基づき、代替分析を行わなければならない。必要であれば、供給による代替の点から分析を行う事ができる。以上の方法に基づいて総合的な分析を行った上で、文字、音声および画像などの非総合的インスタントメッセージサービスは本件関連商品市場の範囲に含まれるべきである。

#### 4. モバイル端末インスタントメッセージサービスは本件関連商品市場の範囲に含まれるかについて

本件で訴えられた独占行為が発生した時点において、スマートフォン、タブレットコンピュータなどのモバイル端末インスタントメッセージサービスは既に個人向けコンピュータ端末インスタントメッセージサービスと緊密な代替関係を構成しており、個人向けコンピュータ端末インスタントメッセージサービスの事業者に対する効果的な競争の拘束力を形成していた。このため、モバイル端末インスタントメッセージサービスは本件関連商品市場の範囲に含まれるべきである。

#### 5. ソーシャルネット、ミニブログ自体は本件関連商品市場の範囲に含まれるかについて

ソーシャルネット、ミニブログ自体は、インスタントメッセージと商品特性上明らかな違いが存在し、主な使用機能が異なることから、インスタントメッセージと緊密な代替関係を構成することはあまり考えられず、このため、ソーシャルネット、ミニブログは本件関連商品市場の範囲に含まれるべきではない。

#### 6. 携帯電話のショートメッセージ、電子メールボックスは本件関連商品市場の範囲に含まれるかについて

携帯電話のショートメッセージ、電子メールボックスは、インスタントメッセージと商品特性、機能用途、価格などの面で大きな違いが存在するため、本件関連商品市場の範囲に含まれるべきではない。

#### 7. 本件関連商品市場はインターネットアプリケーションプラットフォームとして画定されるかについて

本件の特定状況においては、明確な実証データにかけることから、インターネットプラットフォーム競争の本件における影響は明確ではなかった、関連市場の画定段階においてインターネットアプリケーションプラットフォームについてあまり多く考え過ぎると、その他のインターネットプラットフォームが訴えられた者に対し構成する競争的拘束力を拡大するものと思われる。

#### 8. 本件の関連地域市場の画定について

関連地域市場の画定については、関連市場画定の一般的な方法を同様に順守する。多数の需要者が商品を選択する実際の区域、法令の規定（付加価値電信サービスへの参入に対し行政许可を設置するか）、国外競争者の現状およびその参入が遅滞なく行われるかなどの要素を総合的に考慮した上で、本件の関連地域市場は中国大陆市場と画定されなければならない。

**9. 关于本案的相关市场界定是否应考虑本案诉讼行为发生之后的相关市场状况及技术发展趋势**

互联网领域的竞争呈现出动态竞争的特征，在界定相关市场时，需要考虑在可预见的未来具有现实可能性的市场反应和变化，以正确判断其是否受到来自其他方面经营者的竞争制约。仅仅在某个时间点上考虑相关市场界定，而不在一个相对长的时间内考察市场反应和变化，则可能会过窄地界定相关市场，并夸大经营者在相关市场上的市场力量。

综上，本案相关市场应界定为中国大陆地区即时通信服务市场，既包括个人电脑端即时通信服务，又包括移动端即时通信服务；既包括综合性即时通信服务，又包括文字、音频以及视频等非综合性即时通信服务。

**(二) 关于 B 公司是否具有市场支配地位**

市场份额仅仅是判断市场支配地位的一项比较粗糙且可能具有误导性的指标，高的市场份额并不能直接推断出市场支配地位的存在。在综合考虑市场份额、相关市场的竞争状况、被诉经营者控制商品价格、数量或者其他交易条件的能力、该经营者的财力和技术条件、其他经营者对该经营者在交易上的依赖程度、其他经营者进入相关市场的难易程度等多方面的要素后，现有证据并不足以支持 B 公司具有市场支配地位的结论。

**(三) B 公司是否构成反垄断法所禁止的滥用市场支配地位行为**

原则上，如果被诉经营者不具有市场支配地位，则无需对其是否滥用市场支配地位进行分析，可以直接认定其不构成反垄断法所禁止的滥用市场支配地位行为。不过，在相关市场边界较为模糊、被诉经营者是否具有市场支配地位不甚明确时，可以进一步分析被诉垄断行为对竞争的影响效果，以检验关于其是否具有市场支配地位的结论正确与否。

**1. 关于 B 公司实施的“产品不兼容”行为（用户二选一）是否构成反垄断法禁止的限制交易行为**

由于 B 公司实施的“产品不兼容”行为对消费者利益并无重大影响；排除、限制即时通信服务市场的竞争而采取“产品不兼容”行为的动机并不明显；实施的“产品不兼容”行为对安全软件市场的

**9. 本件関連市場の画定は本件訴訟紛争行為発生後の関連市場状況および技術発展動向を考慮しなければならないかについて**

インターネット分野の競争は動的な競争の特徴を呈しており、関連市場の画定の際には、予見可能な将来における現実的な可能性を具備した市場の反応と変化を考慮することで、それがその他の方面の事業者からの競争制約を受けるかを正確に判断しなければならない。ある時点のみで関連市場の画定を考慮し、相対的に長い時間内で市場の反応と変化を考慮しなかった場合、関連市場の画定が狭きに過ぎるものとなり、事業者の関連市場における市場力を誇大にするおそれがある。

以上をまとめると、本件関連市場は中国大陸地区のインスタントメッセージサービス市場と画定され、個人向けコンピュータ端末インスタントメッセージサービスが含まれば、モバイル端末インスタントメッセージサービスも含まれ、総合的インスタントメッセージサービスが含まれば、文字、音声および画像などの非総合的インスタントメッセージサービスも含まれる。

**(二) B 社が市場における支配的地位を具備するかについて**

市場占有率は、単に市場における支配的地位を判断する一つの大まかで誤解を与えやすい指標でもあり、高い市場占有率をもって市場における支配的地位の存在を直接判断できる訳ではない。市場占有率、関連市場の競争状況、訴えられた事業者の商品価格、数量またはその他の取引条件をコントロールする能力、当該事業者の財力と技術条件、その他の事業者の当該事業者に対する取引上の信頼度、その他の事業者の関連市場参入の難易度などの多面的な要素を総合的に考慮した後、現在の証拠では B 社が市場における支配的地位を具備するという結論を支持するに不足していた。

**(三) B 社が独占禁止法で禁止している市場における支配的地位の濫用行為を構成するかについて**

原則として、訴えられた事業者が市場における支配的地位を具備していない場合、それが市場における支配的地位を濫用しているかについての分析を行う必要はなく、それは独占禁止法で禁止している市場における支配的地位の濫用行為を構成しないと直接認定することができる。ただし、関連市場の境界が曖昧で、訴えられた事業者が市場における支配的地位を具備しているかがあまり明確でない場合、訴えられた独占的行為の競争に対する影響効果を更に分析することで、それが市場における支配的地位を具備しているかの結論が正確であるかを検証することができる。

**1. B 社が実施した「製品の同時使用を認めない」行為（ユーザーによる二者択一）は独占禁止法で禁止している取引を制限する行為を構成するかについて**

B 社が実施した「製品の同時使用を認めない」行為は消費者の利益に対し重大な影響を与えず、インスタントメッセージサービス市場の競争を排除、制限するために「製品の同時使用を認めない」行為をとるという動機が

影响是极其微弱的，并未显著排除或者限制安全软件市场的竞争。因此，B公司实施的“产品不兼容”行为不构成反垄断法所禁止的滥用市场支配地位行为。

## 2. B公司是否构成反垄断法所禁止的搭售行为

反垄断法所禁止的搭售行为应当符合如下条件：搭售产品和被搭售产品是各自独立的产品；搭售者在搭售产品市场上具有支配地位；搭售者对购买者实施了某种强制，使其不得不接受被搭售产品；搭售不具有正当性，不符合交易惯例、消费习惯等或者无视商品的功能；搭售对竞争具有消极效果。由于没有可靠的证据表明被诉搭售行为使得B公司将其在即时通信市场上的领先地位延伸到安全软件市场。同时，B公司将QQ即时通信软件与QQ软件管理打包安装具有一定的合理性；并且被诉搭售行为的强制性并不明显。因此，B公司未构成反垄断法禁止的搭售行为。

### (四) 一审法院审理程序是否违法

A公司主张“一审法院未按照其重新界定的相关市场组织双方当事人重新计算市场份额是否违反法定程序；一审法院在认定B公司是否具有支配地位时，违背证据规则而引入未经质证的证据；一审法院违反听证原则而大量认定未经质证的证据与事实；一审法院怠于履行《最高人民法院关于民事诉讼证据的若干规定》第35条规定的告知义务”，法院对A公司的前述主张均未认可。

### (五) 本案相关民事责任的承担

鉴于B公司的行为不构成反垄断法所禁止的滥用市场支配地位行为，法院对本案的法律责任问题不再进行分析。

## 三、案件评述

### (一) 案件价值

中国《反垄断法》颁布实施已满6年，近年，尤其是今年夏天以来，反垄断行政执法领域不断掀起“执法风暴”，开出的罚单之巨一次又一次刷新纪录。与之形成对比的是，反垄断民事诉讼领域一直

明らかなでなく、実施した「製品の同時使用を認めない」行為のセキュリティーソフトウェア市場に対する影響が微弱であることから、セキュリティーソフトウェア市場の競争を明らかに排除または制限するものとはならない。このため、B社が実施した「製品の同時使用を認めない」行為は独占禁止法で禁止している市場における支配的地位の濫用行為を構成しない。

## 2. B社は独占禁止法で禁止している抱合せ販売行為を構成するかについて

独占禁止法で禁止している抱合せ販売行為とは以下の条件に合致しなければならない。抱き合わせる製品と抱き合わせられる製品はそれぞれ独立した製品であること。抱合せ販売を行う者は抱合せ販売製品の市場において支配的地位を具備していること。抱合せ販売を行う者は購入者に対しある種の強制を行い、抱き合わせられる製品を受け入れざるを得ないようにしていること。抱合せ販売に正当性はなく、取引習慣、消費習慣などに合致しない、または商品の機能を無視していること。抱合せ販売は競争に対し消極的な効果を生じさせること。なお、訴えられた抱合せ販売行為にはB社がそのインスタントメッセージ市場における優位的な立場をセキュリティーソフトウェア市場に影響させていることを示すに十分な証拠がなかった。また、B社がQQインスタントメッセージソフトウェアとQQソフトウェアマネージャーを併せてインストールさせることには一定の合理性があり、訴えられた抱合せ販売行為の強制性も明らかではなかった。よって、B社は独占禁止法で禁止している抱合せ販売行為を構成しない。

### (四) 一審裁判所の審理手順は違法であるかについて

A社が「一審裁判所はそれが新たに画定した関連市場に基づいて双方の当事者の市場占有率を改めて計算しなかったことは法定手順に違反しているのではないか。一審裁判所がB社の支配的地位の有無を認定する際、証拠規則に反して裏付けの取れていない証拠を採用した。一審裁判所は聴聞の原則に反して大量の裏付けの取れていない証拠と事実を認定した。一審裁判所は『民事訴訟の証拠に関する最高人民法院の若干規定』第35条で定められた告知義務の履行を怠った。」と主張したが、裁判所はA社の前述の主張をいずれも認めなかった。

### (五) 本件関連民事責任の負担について

B社の行為が独占禁止法で禁止している市場における支配的地位の濫用行為を構成しないことから、裁判所が本件の法的責任問題に関する更なる分析を行うことはなかった。

## 三、案件の論評

### (一) 案件の価値

中国「独占禁止法」は公布施行されてからすでに6年が経過しているが、近年、特に今年の夏以降、独占禁止行政法執行の領域において「法執行の嵐」が吹き荒れており、発行した処罰通知の金額は回を追うごとに記

是《反垄断法》司法适用的“洼地”。但随着最高人民法院互联网行业反垄断第一案判决的做出，可能将在该领域产生“蝴蝶效应”，引导更多的企业主动借助《反垄断法》这把利剑刺破行业垄断。2014年10月23日，已有在移动互联网领域的中国C公司诉D公司滥用市场支配地位一案开庭审理。

本案中，最高人民法院首次对互联网行业反垄断法意义上的“相关市场界定，市场支配地位的判断要素，滥用市场支配地位的认定方法，举证责任的分配规则”等多个方面的问题进行了清晰的阐述，明确了《反垄断法》法律适用的多个重要裁判标准，可以想见，这将推动中国法院在反垄断民事诉讼裁判领域的规则积累，为未来互联网领域的反垄断案件，乃至整个中国未来反垄断民事诉讼案件的审理构建较为明确的指引。

尽管中国不是普通法系国家，通过裁判具体个案确立的规则并不必然适用于后续类似案件的审理。但是，鉴于最高人民法院在与立法机关的互动、配合过程中常常通过发布法律解释、公布指导案例等方式扮演“准立法者”的角色，且其在中国法院体系中具有话语主导权的地位，因而，最高人民法院通过本案确立的裁判规则往往能够成为下级法院裁判互联网反垄断民事案件的重要参考。相关企业应当以此为鉴，在《反垄断法》允许以及本案确立的规则空间内，合规、合理的参与市场竞争。

## （二）律师提示

在具体的规则方面，最高人民法院通过本案明确了“市场份额高并不必然意味着市场支配地位”。相关企业应当摒除“高市场份额=市场支配地位”的通常认识，综合考虑其他要素后，合理评估和考量自身是否在相关市场具有支配地位，恰当、合规的安排企业的各项经营行为。

同时，最高人民法院在该案中确认“软件捆绑销售”具有一定的合理性，这将对目前软件行业盛行的打包安装模式产生重大影响，建议相关企业多加予以关注。

由于反垄断诉讼案件通常涉及较为复杂的经济学知识，因而在本案审理的过程中，A、B两家公司均根据《[最高人民法院关于审理因垄断行为引发的民事纠纷案件应用法律若干问题的规定](#)》第12、

录を更新している。これとは対称的に、独占禁止民事訴訟の領域においては一貫して「独占禁止法」司法適用の影響力がそれほど及ばない「窪地」となっていたが、最高人民法院が最初のインターネット業独占禁止案件について判決を下すに伴い、おそらく本領域においても「バタフライ効果」が生まれ、より多くの企業が自発的に「独占禁止法」という剣を借りて業界の独占を打破していくようになるものと思われる。2014年10月23日には、既にモバイルインターネット分野における中国のC社がD社を市場における支配的地位の濫用を理由に提訴した案件が開廷審理されている。

本件では、最高人民法院が初めてインターネット業に関する独占禁止法の意義における「関連市場の画定、市場における支配的地位の判断要素、市場における支配的地位の濫用に関する認定方法、証明責任の分担規則」などの多くの事項について、はっきりとした説明を行い、「独占禁止法」法律適用に関する多くの重要な裁判基準を明確にしており、これが中国の裁判所の独占禁止民事訴訟裁判領域における規則の累積を推進し、将来のインターネット分野に関する独占禁止案件、更には全ての中国における将来の独占禁止民事訴訟案件の審理のために明確な指針を示すことが想像される。

中国は判例法の国ではなく、裁判の具体的な個々の案件を通じて確立した規則がその後の類似案件の審理に必ずしも適用されるものではない。ただし、最高人民法院が立法機関との連携、協力の過程において頻繁に法律解釈の発布、指導事例の公布などの方法を通じて「準立法者」の役割を演じており、またそれが中国裁判所体系において発言主導権を持つ地位にあることを考慮すれば、最高人民法院が本件を通じて確立した裁判規則は往々にして下級裁判所が行うインターネット独占禁止民事案件裁判の重要な参考となる。関係企業はこれを参考に、「独占禁止法」で認められ、本件で確立された規則の枠組みの中で、適法、合理的に市場競争に参加しなければならない。

## （二）弁護士からの注意点

具体的な規則においては、最高人民法院は本件を通じて「市場占有率の高さは必ずしも市場における支配的地位を意味しない」ことを明確にした。関係企業は「市場占有率の高さ=市場における支配的地位」との通常認識を取り除き、その他の要素を総合的に考慮した上で、自身が関連市場において支配的地位にあるかの合理的な評価および考察を行い、企業の各種経営行為を適切、適法に手配しなければならない。

また、最高人民法院は本件の中で、「ソフトウェアのセット販売」には一定の合理性があることを確認しており、これは現在ソフトウェア業界において盛んに行われているセットとしてインストールする方式に対し重大な影響を及ぼすため、関係企業は多くの注意を払うことが望ましい。

独占禁止訴訟案件は通常、複雑な経済学の知識にかかわるため、本件の審理過程においては、A、B両社いずれも「[独占行為に起因して生じた民事紛争案件の審査に適用する法律の若干事項に関する最高人民法院](#)

13条的相关规定，引入“专家辅助人”参与庭审，就专业问题提出意见，同时委托专业机构出具经济分析报告等。有鉴于此，未来企业涉及反垄断等复杂诉讼案件时，也可以考虑充分利用前述制度，更好的论证和主张自己的观点。

“反垄断法所关注的重心并非个别经营者的利益，而是健康的市场竞争机制是否受到扭曲或者破坏”，最高人民法院的这一论断中肯的回应了反垄断民事诉讼司法裁判的主旨，也启示相关企业应共同参与构建有序、公平、健康的竞争环境。

（里兆律师事务所 2014 年 11 月 21 日编写）

の規定第 12、13 条の関連規定に基づいて、「専門家によるサポート」を導入し彼らを出廷させ、専門的な問題について意見を提起し、同時に専門機関に委託して経済分析報告などを提出した。これをみると、今後、企業が独占禁止などの複雑な訴訟案件にかかわる際、十分に前述の制度を利用して、自己の観点のより確かな論証と主張を行うことが考えられる。

「独占禁止法が留意する重点は個々の事業者の利益ではなく、健全な市場競争メカニズムがゆがめられ、または破壊されていないかにある」ことから、最高人民法院の本件の考えにおいても独占禁止民事訴訟司法裁判の主旨が肯定的に反映されており、関係企業に対し秩序ある、公平で、健全な競争環境の構築に共同参加するように示唆している。

（里兆法律事務所が 2014 年 11 月 21 日付で作成）